

埼整三二情報

平成 30 年 3 月 28 日
公益社団法人
埼玉県柔道整復師会
(総務部)

総務部 理事会「会議メモ」

平成30年1月19日(金)第5回理事会

第1号議案 新入会者承認の件について

浦和支部：鈴木 一真会員、大宮支部：金森 淳会員 2名が可決承認

第2号議案 平成30年度事業計画・予算の承認の件について

専務理事から30年度事業については定款第4条(事業)並びに公益認定事業申請に基づき作成し、基本姿勢のもと現事業の更なる活性化を図る旨の説明。

平成30年度予算の承認の件については経理部長から本会計は予算準拠にて実施することとしております。費用対効果の留意点として、運営資源は会員の会費であり、したがって必要不可欠な支出項目から検討し、科目や細部まで注意し確認することを心掛け予算策定にあたった旨説明。 継続審議

第3号議案 諸規定の承認の件について

①会費免除規程、②印章規程について承認可決

第4号議案 特別委員会設置承認の件について

研究開発委員会、個別機能訓練・認知症対策委員会を設置していくことで承認可決。

第5号議案 特定費用準備資金積立金の承認の件について

本会館の長期修繕計画として資産価値の維持・向上を図るため、建物の経年劣化に対し、15年後の改修工事費用に大きな負担が発生することのないよう減価償却資産を今年度積み立てていくことで可決承認

平成30年3月16日(金)第6回理事会

第1号議案 新入会者承認の件について

2・3月 書面決議にて承認(5名)

西部支部：田中 伸明会員、熊谷支部：五明 顯公会員、川口支部：大島 洋幸会員、中央支部：市村 安史会員、熊谷支部：青木 顕太郎会員

3月16日承認(5名)

浦和支部：赤松 英樹会員、大宮支部：中村 尚志会員、本庄支部：金澤 大輔会員、中央支部：岡部 勇太会員、川越支部：大圖 洋平会員の5名が可決承認

第2号議案 平成30年度事業計画の承認の件について

専務理事から30年度事業計画・予算についての決議事項を県に報告していく旨説明。 慎重審議の結果可決承認

第3号議案 平成30年度予算の承認の件について

経理部長から前年度実績に基づき積算し大きく変わった部分について説明。 慎重審議の結果可決承認

第4号議案 平成30年度定時総会提出議案の承認の件について

可決承認

第5号議案 特定費用準備資金積立金の承認の件について

70周年記念事業積立金について今年度400万円を積み立てていくことで可決承認

◎支部長会報告

第3回支部長会 平成30年1月28日(日)午後5時00分から開催

総務部長：30年度支部事業並び予算は例年通り作成し事務局に提出する旨説明。

なお、本会の平成30年度事業・予算については理事会において審議中です。また予算にあたって社団設立70周年にあたります。平成31年2月11日(月・祝日)パレスホテル大宮にて12時から式典を開催していく予定。

経理部長：支部法人会計は支部員一人当たり2,500円の計上。会場費・通信費等は支部員50名以内30,000円、50名以上40,000円を計上。地域活動費用は支部員一人あたり8,000円の計上となります。

各支部長から意見・要望 ①専門学校の学生を準会員として入会できるよう要望②会員宛て年賀状の廃止等 ※ 執行者は支部長からの意見・要望については今後検討課題として行く。

◎各部報告

総務部：要介護認定調査員募集について 各支部長から連絡網にてお知らせいたしましたが、「介護支援専門員資格取得」を有している支部会員で訪問調査員(さいたま市・川口市・川越市及びその近郊市町村)の仕事希望される方は、4月14日(土)午後5時から研修(約3時間)を開催いたしますので受講される方は事務局まで連絡願います。(受講料は無料)

保険部：柔道整復施術療養費等疑義解釈について(日整発)

(1)申請書の作成

Q1) 患者が未就学児童等であって、支給申請書の受取代理人の欄の被保険者氏名を自筆で記入できない場合、当該患者の扶養する付添いの被保険者が、自ら署名したときは押印が必要か?

A1) 必要である。

Q2) 引越しにより保険証の住所が月の途中で変更になった場合の請求方法は?

A2) ①保険証の記号番号が変わることになる住所変更の場合は、旧記号番号と新記号番号の申請書それぞれ作成する。その場合、新記号番号の申請書には、変更内容を記載する。②区市町村国保は、住所が変わった時点で保険証の記号番号が変更になる場合があるが、記号番号が変わらない住所変更の場合、申請書の作成は1枚でよい。その場合、住所は最終治療をした時の住所を記載する。

Q3) 住民票はA県だがB県に住んでいるような場合、施術録や申請書はどちらの住所とするか?

A3) 保険証の住所とする。

Q4) 無傷の場合の申請書への記載と算定方法は?

A4) 負傷名欄には「無傷」と記載、初検年月日欄に初検日を記載、実日数欄に1を記載、転帰欄は記載不要、施術日欄の該当日を○で囲む。初検料のみ算定可。

Q5) 負傷日と初検日が空いた場合に申請書に理由の記載が必要か?

A5) 規定されたものはない。負傷の種類や程度により、施術者の常識的な判断が求められる。なお、患者の特殊事情や他院での治療や手当等があれば摘要欄に記載する。

Q6) 交通事故で負傷した患者について、自賠責から健保に切り替えたが、申請書の記載はどうすべきか?

A6) ①負傷日と初検日は、健保に切り替えた日ではなく実際の日を記載。②負傷原因欄は、印刷された「業務災害通勤災害又は第三者行為以外の原因による」を抹消し、「交通事故により負傷」を記載。

Q7) 損保会社から自賠責でなく健康保険を使用するよう要請があった。

A7) 基本的には患者の選択であることを認識の上、損保会社と交渉に入る。患者が健康保険を選択する時は患者から健康保険の保険者に連絡し、第三者行為による傷病届を提出することが必要。

Q8) 長期及び頻回の定義又は基準はあるのか?

A8) ない。ただし、「柔道整復療養費審査委員会の審査要領」では、「長期施術」は3か月を超える施術、「頻回施術」は1月あたり10回以上の施術と示されている。

Q9) 長期理由や頻回理由が申請書に記載されていないと返戻対象となるのか?

A9) ①「長期施術理由」又は「長期頻回施術理由」が記載された「長期施術継続理由書」の添付又はどちらか一方の理由の申請書への記載は「打撲・捻挫」の施術が暦月で3月を超えて行われる場合又は1月間に10回以上の施術が、初検日から暦月で3月を超えて行われる場合に必要となる。②なお、申請書の返戻は、主に記載内容や添付書類の不備(記載漏れや記載誤り、書類の添付漏れ)などの補完を行わせるためのものである。よって、これらのことに該当しない申請書を返戻することは不適切な処理である。 ※ (2) 柔整診断については次号に掲載

※ 交通事故の不正請求について最近の事例

(1) 不正事項

① 実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して不正に請求。

② 患者が、国外出張若しくは入院中での施術日数を付け増して不正に請求

(2) 不当事項

① 施術録を作成せず、施術を行った根拠が乏しいまま不当に請求していた。

② 運動療法・電療料・包帯交換について不当に請求していた。



○顧問医相談日・県民相談日	日 時	30. 4. 11(水)	午後1時～
○埼整柔道大会	日 時	30. 5. 27(日)	深谷ビッグタートル
○埼整定時総会	日 時	30. 6. 3(日)	午前10時～
○保険業務講習会	日 時	30. 10. 14(日)	午前10時～